

## 裁判員経験者の意見交換会議事録

日 時 平成31年2月6日（水）午後2時00分～午後3時30分

場 所 新潟地方裁判所大会議室（1号館4階）

出席者 新潟地方裁判所長 大野 勝 則

司会者 山 崎 威（新潟地方裁判所刑事部部総括判事）

法曹出席者 黒 田 真 紀（新潟地方裁判所刑事部判事）

島 尻 大 志（新潟地方裁判所刑事部判事補）

山 根 直 輝（新潟地方裁判所刑事部判事補）

藤 井 慎一郎（新潟地方検察庁検事）

中 垣 文 也（新潟地方検察庁検事）

磯 部 亘 （弁護士）

下山田 聖 （弁護士）

長谷川 伸 樹（弁護士）

裁判員経験者 4人

報道機関出席者（6人）

新潟日報

読売新聞

テレビ新潟

UX

大野所長

新潟地裁所長の大野でございます。意見交換会を始めるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日はお忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。裁判員裁判制度は平成21年5月に施行され、間もなく10周年を迎えます。裁判員や補充

裁判員として参加していただいた国民の皆様の高い意識と理解に支えられ、これまでおおむね順調に運用され、支持されてきたとの評価を得ております。ここ新潟地裁におきましても、参加された皆様の多大な御協力のもと、これまで100件余りの裁判員裁判を終えることができました。

もともと裁判員裁判の運用について、肯定的な評価があるとは言え、司法制度の長い歴史の中で見れば、まだ10年しか経っていない未熟な制度と言うこともできます。一つ一つの事件について、制度の趣旨や理念、刑事裁判の原則等に照らして、問題点等がなかったかを検討し、それを踏まえて制度の運用や制度そのものの改善を検討していく必要があるものと考えております。

本日の意見交換会は、裁判員、補充裁判員として、現に裁判員裁判を経験された方から、率直な御意見を伺う大変貴重な機会であり、皆様の御意見を参考に裁判官、検察官、弁護士の法曹三者が更に意見交換を重ねるなどして、裁判員裁判制度の改善を目指していきたいと考えております。

メディアの方にも参加していただいておりますが、報道を通じて裁判員等を経験した皆様の貴重な体験談や御意見を一般の方に伝えていただくことで、制度に対する理解が広まり、今後裁判員裁判に参加される方に正確なイメージを持っていただくことにつながることを期待しております。

ご参加の皆様からは是非忌憚のない御意見をいただき、この意見交換会が実り多いものとなりますことを期待いたしまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

司会者（山崎部総括判事）

それでは早速、意見交換会を進めさせていただきたいと思います。今日の進行ですが、まず事件を担当した検察官、弁護士、裁判官、それから裁判員経験者の方々に自己紹介をしていただいて、簡単に裁判員等を経験してみたの全体的な感想を聞かせていただいて、その後で用意している三つのテーマについて、御意見をお伺いしたいと思います。

一つ目のテーマですが、検察官と弁護人の訴訟活動についてです。二つ目のテーマは、証拠調べと理解のしやすさについてです。三つ目のテーマは、評議の進め方と話しやすさについてです。更にその後、記者の皆様から質問していただくという時間もありますので、よろしくお願いします。

では、早速自己紹介をしますが、刑事部の部総括判事を務めております山崎と言います。よろしくお願いします。部総括という言葉は聞き慣れませんが、裁判の時は裁判長を務めているということで、本日扱う4件の事件では裁判長を務めました。本日皆様と久しぶりにお会いして大変うれしく、活発な意見交換をさせていただければと思います。

#### 黒田判事

刑事部の右陪席の黒田です。よろしくお願いいたします。私は、3番と4番の方と一緒に裁判をやらせていただきました。久しぶりにお会いできて、本当にうれしく思っています。いろいろ皆さんの意見を聞いて、私も勉強していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

#### 島尻判事補

刑事部の右陪席の島尻と申します。私は、1番の方と2番の方が担当された事件で、御一緒させていただきました。このような場で再会できることを、大変うれしく思っております。皆様の率直な感想を伺って、今後に生かしていきたいと思っております。よろしくお願いします。

#### 山根判事補

刑事部の左陪席の山根と申します。私は4件の事件全部を担当しました。皆さんと久しぶりにお会いできて、本当にうれしく思っています。今日は皆さんから忌憚のない御意見をいただいて、今後の裁判に生かしていければと思っています。よろしくお願いします。

#### 司会者

皆さんが裁判員裁判に参加された時に陪席という言葉をご説明したかどうか、

記憶が定かでないのですが、法廷に入りまして、裁判長の右側に座る人を右陪席、左側に座る人を左陪席というような呼び方をしています。

では、検察官の方からお願いします。

藤井検事

新潟地検の検事の藤井でございます。私は1番、2番、3番の事件を担当させていただきました。今年は裁判員裁判制度が始まって10年ということですが、まだまだ不十分なところはあるかと思っておりますので、今後も裁判をよくするために、いろいろ御意見を忌憚なくいただければと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

中垣検事

同じく新潟地検の検事の中垣です。私は1件しか担当しておりませんが、貴重な御意見をいただければと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

司会者

それでは弁護士の方々もお願いします。

磯部弁護士

新潟県弁護士会の磯部と申します。よろしく申し上げます。私は去年の9月に1件担当させていただきました。本日は御意見をよろしく申し上げます。

下山田弁護士

同じく新潟県弁護士会の弁護士の下山田と申します。私は去年の7月に1件担当させていただきました。弁護士としては、検察官や裁判官ほどは裁判員裁判を経験する機会というのはなかなかないので、こういった機会を今後生かしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

長谷川弁護士

新潟県弁護士会の長谷川です。先ほど御挨拶をした下山田と一緒に昨年7月の裁判員の事件に関与させていただきました。今日は皆さんからたくさん御意見をいただいて勉強して帰りたいと思っております。よろしく申し上げます。

司会者

では、次に裁判員経験者の皆様の自己紹介や、裁判全体を通じての感想をお聞かせいただければと思います。まず1番の方には、殺人・死体遺棄の事件について裁判員を務めていただきました。この事件ですが、被告人が養女と共謀の上、養女が出産した嬰兒を殺害して、その死体を遺棄したとされて、起訴された事件でした。

では、1番の方から、裁判全体を通じての感想を簡単にお聞かせいただければと思います。

裁判員経験者1番（以下、裁判員経験者を単に「1番」などと表記する。）

初めて裁判員になり、しかも私が担当した事件は複雑な事情がある事件でしたので、本当にびっくりして、1日、2日はとても動揺していました。その後、3日、4日経つにつれて、皆さんの協力を得て次第に慣れて、評議もアットホームな雰囲気に参加できました。予想よりも期日が短く終わりましたので、よかったと思っております。

司会者

ありがとうございます。では、続きまして2番の方には、強盗致傷の事件で補充裁判員を御担当いただきました。この事件ですが、外国人である被告人が勤務していた会社の事務所で、その従業員たちに対して、包丁をたたきつけて脅迫して、刃が折れて残っていない状態の包丁を振り回すという暴行を加えるなどして、抵抗できなくして、現金20万円余りを強奪して、その際1名の被害者に約3週間の治療を要する傷害、1名の被害者に約10日間の治療を要する傷害を負わせたという事件でした。

2番の方から、裁判全体を通じての感想を簡単にお聞かせいただければと思います。

2番

裁判員は初めてのことでしたが、大変いい経験をさせてもらったと思います。

私が担当した事件は、被告人が日本語が話せないということで、通訳の方を通してのやり取りでしたので、本人の本当の意思が分かるのかなど、最初心配しましたが、皆で具体的にいろいろな話をして、最終的にはみんな納得して終わることができたと思います。

司会者

ありがとうございます。続きまして3番の方ですが、覚せい剤取締法違反等の事件を担当いただきました。この事件ですが、被告人が6名に対して覚せい剤や覚せい剤様の結晶を譲り渡したほか、多数人に対して多数回にわたり覚せい剤様の結晶を有償で譲り渡して、覚せい剤を譲り渡す行為等を業として行ったとされる事件でした。それから大麻取締法違反や、いわゆる麻薬特例法違反の事件を併せて審理しました。

では、3番の方から、裁判全体を通じての感想をお聞かせいただければと思います。

3番

今回やらせていただいて、みんながみんな経験できることではないので、いい経験ができたなと思っています。始まる前は裁判員の評議も厳格で堅苦しい感じなのかなというイメージがありましたが、1番の方も言われたように、結構アットホームで話しやすい雰囲気の中で話が進められてよかったという印象でした。

司会者

どうもありがとうございます。続きまして4番の方ですが、4番の方には強制わいせつ致傷等の事件で裁判員を御担当いただきました。この事件ですが、被告人が通行中の女性に対して、地面に押し倒して馬乗りになるなどの暴行を加えて、わいせつな行為をしようとしたけれども、付近の住民に発見されてわいせつな行為ができず、その際に約1週間の治療を要する傷害を負わせたという事件です。それから、それと一緒に過失運転致傷、道路交通法違反の事件も、併せて審理をしました。

では、4番の方から、裁判全体を通じての感想をお聞かせください。

#### 4番

皆さんも言われた通り、私も裁判員の呼出しが来るまでは、裁判員制度は頭の片隅にある程度でした。それが、最高裁判所から大きな封筒が来て、家族に「裁判所から手紙が来たけれど、何かしたのか」と言われて、「いやいや、何もしていないよ」というやり取りから始まり、結局裁判員に決まりました。それまでは裁判というとテレビドラマで見るくらいで、法廷で「ちょっと待った」というイメージしかありませんでしたが、実際はそういうこともなく、結構スムーズに流れていったかなと思いました。

評議の場でもみんな和気あいあいといますか、頻繁に意見が出て、皆さん話したい事を話していましたので、うまくいったのかなと思いました。

#### 司会者

ありがとうございます。では、用意しているテーマを一つずつお話していきたいと思います。まず一つ目ですが、検察官、弁護人の訴訟活動についてです。

まずこちらの方から裁判の終了後に実施しているアンケートの結果など、簡単にご紹介して、その後で経験者の皆様に御意見をお伺いしたいと思います。

では、1番の方に御担当いただいた事件のアンケート結果からご紹介します。

#### 島尻判事補

1番の方が担当された事件について、アンケート結果を説明いたします。

まず、審理全体の分かりやすさとしては、半数以上は分かりやすかったという回答で、分かりにくかったという回答はありませんでした。

次に、検察官の説明や証拠調べについては、全員が分かりやすかったという回答でした。弁護人の説明や証拠調べについては、半数は分かりやすかったという回答でしたが、分かりにくかったという回答もありました。

続いて、当事者の法廷活動に対して指摘があった事項ですが、検察官の法廷活動に関して、検察官の説明が詳しすぎた、証人や被告人に対する検察官の意図、

内容が分かりにくかった、供述調書の朗読が分かりにくかったという意見がありました。

また、この事件で行われた証人尋問は、すべて検察官請求のものでしたが、聞く必要があるのかと思うような証人がいた、というような指摘もありました。

次に弁護人の法廷活動に関してですが、弁護人の話し方に問題があった、弁護人が話す内容が分かりにくかった、証人や被告人に対する弁護人の質問の意図、内容が分かりにくかったという指摘がありました。私からは以上です。

司会者

それでは1番の方から、検察官や弁護人の訴訟活動について、御感想があれば伺いたいと思います。いかがでしょうか。

1番

そうですね。私は弁護人の言い方が少し分かりにくかったです。それと用紙について、それぞれ違う書き方をしていたので、評議の時に分かりにくかったです。

司会者

今の点について補足しますと、用紙というのは最後の証拠調べに基づく意見で、A3サイズでしたね。検察官と被告人双方がA3サイズで出したのですが、検察官はA3の横を使用して、被告人はA3を縦で使用したという関係で、それを綴ると縦にしたり横にしたりしなければいけなかったということがございました。

ありがとうございます。2番の方に御担当いただいた事件のアンケート結果からご紹介します。

山根判事補

それでは私の方から2番の方が担当していた強盗致傷事件について、アンケートの結果を御報告いたします。

まず審理全体の分かりやすさとしては、分かりにくかったと回答した人はおらず、分かりやすかったという回答が大半でした。次に検察官、弁護人の説明や証拠調べについては、これも審理全体の分かりやすさと同じく、ほぼ全員が分かり



やすかったという回答になっています。

続いて、検察官の法廷の活動については、問題があったという回答はありませんでした。弁護人の法廷活動に関して、証人や被告人に対する弁護人の質問の意図、内容が分かりにくかったという回答がありました。以上です。

司会者

それでは2番の方から、検察官、弁護人の訴訟活動について、御感想をお願いします。

2番

私が担当した時は、被害者のスマートフォンか何かの画像があって、事件のあらましが分かるような映像が見られたので、事件内容は大変分かりやすかったです。

ただ、アンケートにも書いたことなのですが、法廷における弁護士と被害者とのやり取りで、例えば弁護士が「私が行った時、あなたはこう言いましたよね」というような、当事者同士ではないと背景が分からないようなやり取りがありました。

司会者

どうもありがとうございます。それでは、3番の方に御担当いただいた事件のアンケート結果を紹介します。

黒田判事

では、私の方から結果について報告させていただきます。審理全体の分かりやすさとしては、分かりにくかったと答えた人はおらず、分かりやすかったと普通の回答が半々でした。

次に検察官の説明や証拠調べについてですが、分かりにくかったと答えた人はおらず、分かりやすかったと普通の回答が、これも半々でした。弁護人の説明や証拠調べについては、分かりにくかったと答えた人はおらず、分かりやすかったという回答がやや多くなっていました。

続いて、当事者の法廷活動に対して指摘があった事項ですが、手元に資料が少なかったので、話を聞くだけでは分かりにくかったという意見がありました。特に検察官の法廷活動に関しては、説明が詳しすぎたという意見もありました。

また、検察官、弁護士、双方の法廷活動に関してですが、話し方に問題があった、被告人に対する質問と内容が分かりにくかったという意見がありました。話し方に問題があったとの意見については、検察官については早口だった、弁護士については声が聞き取りにくかった、との意見がありました。以上です。

司会者

それでは3番の方から、検察官、弁護士の訴訟活動について、御感想をいただければと思います。

3番

検察官も弁護士も用意した資料は結構かみ砕いて分かりやすく書かれていて、一般人にも理解しやすいように工夫されていたと思いました。そのおかげで円滑に理解することができたと思います。

司会者

ありがとうございます。では、4番の方に御担当いただいた事件のアンケート結果をご紹介します。

山根判事補

4番の方が担当した事件のアンケート結果を御報告いたします。審理全体の分かりやすさとしては、大変分かりやすかったという回答でした。

次に検察官の説明や証拠調べについては、分かりやすかったという回答をした人と、普通と回答した人が半々でした。弁護士の説明や証拠調べについては、全員が分かりやすかったと回答していました。

次に当事者の法廷活動に関して指摘があった事項についてですが、検察官の法廷活動に関して、検察官の証拠調べの際に映されたビデオが速かったという御指摘がありました。その一方で、とても分かりやすく、問題を感じませんでしたと

いう回答もありました。以上です。

司会者

では、4番の方から検察官，弁護人の訴訟活動について，御感想をお聞かせいただければと思います。

4番

検察側ですが，写真で出されたので分かりやすくてよかったのですが，写真の映し方が速くて，手元の資料を見ながら写真を見ようと思うと，もう写真が次の場面に行っていることが結構あったので，時間の関係もあるのかもしれませんが，もう少しゆっくり映した方がいいなと感じました。

司会者

ありがとうございます。では，検察官，弁護人の訴訟活動に関して，まず検察官の方から何かお尋ねになりたいことはありますか。

藤井検事

先ほどのアンケート結果で証拠について，詳しすぎたというようなお話もありましたが，検察官は捜査で集めた証拠を裁判員裁判用に厳選する作業を行っております。

裁判員経験者の声として，証拠が多すぎるという感想もあれば，逆に例えばこういう点を知りたかったのに，証拠が足りなかったというような感想もあろうかと思えます。そこで皆さんに御感想をいただければと思いますが，証拠の量につきまして，多かったとか，足りなかったというような感想があればお伺いできればと思います。

司会者

証拠の量について，いかがですか。

1番

私の場合はよく分かりましたし，多いとも思いませんでした。

司会者

問題は感じなかったということですね。

2番

多いか少ないかということについては、裁判を初めて経験したのでこんなものかなと思いました。ただ、証拠については何が決め手になるのかやっぱりよく分からない部分があるというのが正直なところでは。

司会者

3番の方いかがですか。

3番

私も大分前の話なのでうろ覚えですが、私の担当した事件は覚せい剤を複数の方に売買していたということで、売買相手一人一人の取引の証拠などが人によっていっぱいあったり、さらっとしたものしかなかったりというばらつきがあったというような記憶はあります。

司会者

それでは4番の方お願いします。

4番

私の場合は事件が単純な感じでしたので、これ以上の証拠はないのかなと感じました。

司会者

では、弁護人の立場から訴訟活動についてお尋ねになりたいことがあれば、どうぞ。

長谷川弁護士

先ほど、法廷での弁護人と被害者のやり取りについて、背景がよく分からなかったという御意見が出ていたかと思いますが、もし尋問の中で、いきなり話が飛んだとか、自分が知らないことを前提に話が進んでいるなという経験がございましたら、こんなところが分かりにくかったというところを教えていただければと思います。

1 番

私は何もありません。よく分かりました。

2 番

私の時の裁判で、うろ覚えの部分もありますが、弁護士がいきなり「何月何日に私が行った時にあなた会いませんでしたよね」というような質問をして、それが事件に対してどういう関係だったのか分からなかったということがありました。弁護士が被害者の方に会えなかったということがあったのか、質問の双方では分かっていたと思うのですが、裁判員としてはそれが問題なのか、問題じゃないのかがよく分からなかったです。

司会者

3 番の方、何かそういうことはありますか。

3 番

特にありません。

司会者

4 番の方はありますか。

4 番

はい。

司会者

弁護人からほかにありますか。

磯部弁護士

弁護士の磯部と申します。弁護人の説明が分かりにくいという点について、今後改善するために御意見をいただきたいと思っています。分かりやすいかどうかについては、話し方、早口だったり声が小さいなどの要素もあると思いますし、資料がよくないという要素もあると思いますし、あるいは説明の仕方や、聞き方が悪いなど、いろいろな要素があると思います。特に目についたところや、分かりやすくするために優先して直していく部分について、教えていただけますとあ

りがたいです。

1 番

私の担当した裁判で弁護士が二人いらっしゃいましたが，そのうちのお一人の話し方が聞き取りづらかったので，もっとはっきり話した方がいいと思いました。

2 番

検察側は結構スライドや映像があったりして，法廷の中で見ると分かりやすかったです。弁護士側もあるのですが，検察側に比べると少なく，言葉で説明されるだけだとなかなかその背景だとか情景が分かりにくいと感じました。

ただ，スライドなどを作るにしても物理的な時間やスタッフが必要でしょうから，そう簡単な問題ではないと思いますが，スライドや映像が分かりやすく感じたということはありません。

司会者

3 番の方，いかがですか。

3 番

私は，こうしたほうがよかったというのは特にありません。結構ゆっくりはっきりとお話しされていて，聞き取りやすかったので，弁護士の話は理解しやすかったという印象でした。

司会者

4 番の方，いかがですか。

4 番

私の時も担当された弁護士は優しく，論すような言い方で，分かりやすい話し方だと思いました。

司会者

では，二つ目のテーマの方に進みたいと思います。二つ目のテーマですが，証拠調べとその理解のしやすさです。そこに触れる話題もありましたが，改めてお伺いしたいと思います。証拠調べでは証拠書類を朗読されたり，あるいは証人の

話を聞いたり，被告人の話を聞いたり，証拠の物件を見たりと，そういったことをしていましたが，その中で印象に残ったものや改善すべきものなどがあれば，御紹介いただければと思います。

1 番

私の場合は検察官の証拠調べも弁護人の証拠調べも，よく分かりました。

司会者

2 番の方，いかがでしょうか。

2 番

私も，先ほども触れましたが，映像や写真がたくさんありましたので，事件の状況などは分かりやすかったです。

司会者

ありがとうございます。3 番の方いかがでしょうか。

3 番

私も先ほど触れましたが，各個人個人との取引についての証拠で裏付けを取るという話合いの中で，この人の証拠はこれしかないということがあったので，もしかしたら少し足りなかったこともあったのかなと思います。

それと，テーマとはそれですが，実際の証拠を実物で見たことは貴重な経験で印象に残っています。

司会者

ありがとうございます。4 番の方お願いします。

4 番

私の時も写真で現場再現が出ていましたので，イメージがしやすくよかったです。

司会者

ありがとうございます。では，検察官から質問があれば，どうぞ。

藤井検事

裁判で証拠を調べる時に、例えば供述調書だったら朗読したり、写真等については映したりして説明しています。

先ほど写真の映し方が速かったことがあったという話や、声の大きさや速度などに関して御意見をいただきましたが、それ以外に例えば声の抑揚のつけ方や証拠書類の分かりやすさなど、検察官が読み上げた証拠につきまして、改善すべき点があれば、皆様に御意見をいただければと思います。

司会者

1 番の方からいかがでしょうか。

1 番

私はありません。

司会者

2 番の方、いかがですか。

2 番

改善してほしいほどのことは、思い付きません。

司会者

3 番の方はいかがですか。

3 番

手元には資料があったので、問題ないのかもしれませんが、法廷の画面に映る時に、資料がとても細かくて全然見えなかったことがありました。

司会者

4 番の方、いかがですか。

4 番

私も先ほどと同じことになりますが、スライドと自分の手元の資料を照らし合わせる時間がもう少し欲しかったです。

司会者

弁護人の立場からございますか。



長谷川弁護士

証拠調べについてですが、弁護人の側から被告人の反省文を証拠として提出して、弁護人がそれを朗読したという経験をした方はいらっしゃいますでしょうか。もしありましたら、反省文を朗読された時の被告人の印象と、被告人質問での被告人の印象に違いがあったかというところをお話しいただけますでしょうか。

司会者

反省文が法廷で読み上げられたという事件はございましたか。1番の方は経験していないとおっしゃいましたが、2番の方の件も外国人でしたからありませんでしたか。

2番

いえ、確か謝罪文みたいなものがありましたね。被害者の3人に、もう二度としないってということと、奪ったお金を返しますというのがありました。ただ、通訳を通して聞くので、印象が変わるという話とは違うのかと思います。本人はきっと日本語が書けないだろうから、弁護士が代筆したのかな。本人が反省文みたいなものを自分で朗読したのではなかったような気がします。

司会者

それは確かいったん話を聞いて、それを弁護士が日本語にして、こういう文になったよということを通訳人を通して説明したものが出たんですね。

2番

そうです。何か謝罪文のようなものが出たのを見ました。

司会者

少し特殊ですね。

4番の方も謝罪文があったようですが、謝罪文は弁護士が読んでいたのでしょうか。弁護士が読んだ時と、被告人の話を聞いた時との印象の違いはありましたか。

4番

私は特に違いは感じませんでした。逆に、本当に被告人がそこまで考えていたのかな、弁護士がよく話し込んだのではないかというイメージを受けました。被告人の年齢にしては出てこないような言葉が結構出てきたので、弁護士から、こう話すようにと言われてきたのかなというイメージを受けました。

長谷川弁護士

こう話すようにと言われてきたのかという印象を受けたのは、被告人質問の時ですか、それとも謝罪文を読み上げている時ですか。

4番

ほぼ常にですね。

長谷川弁護士

ありがとうございます。

司会者

ほかに弁護人の立場からありますか。

下山田弁護士

今の質問に関連して、被告人質問を弁護側から請求すると、当然打合せをして臨みますが、打合せをしたらどうかと感ずることによって被告人の言葉の重みとかは変わってくるのかというところをお聞かせいただければと思います。

司会者

では4番の方から逆順にお伺いできますか。

4番

先ほども言ったとおり、多分自分の言葉で話していないのではないかと思うんです。裁判官が質問した時に、ちょっと答えかけたのに、えっ、今何て言いましたかって聞き返したことがありました。それはもしかしたら準備していたものと違う答えを言おうとしたのかなと感じてしまいました。

それで、作り込み過ぎというか、本当に反省してるのかなという印象をもってしまいました。

司会者

ありがとうございます。3番の方は、そういう被告人質問が少し不自然だなというような印象はありましたか。

3番

不自然とまではいかないですが、そういった話合いを事前にされているんだろうなという印象はありました。でもどちらかというと、最終的には被告人の裁判の時の態度の方が印象に影響するのかなと思います。

司会者

2番の方お願いします。

2番

私の担当した裁判は、通訳を介してでしたので、実際の本人の感情を受け止めることは難しかったです。ただ、被告人本人の印象は非常に紳士的でしたので、本当にいいイメージを持てるような、反省しているのが通訳を通して伝わってきました。

司会者

1番の事件の被告人は、自分はやっていないということでしたから、やっていないという話を打合せの下で話したとは思いますが、被告人の話聞く中で、何か思ったことはありますか。

1番

そうですね。今、思い起こしてみれば、被告人は質問に対して全て無視していたのが印象的でした。

司会者

検察官の質問ですね。弁護人の質問に対しては全部答えていましたが、検察官の多くの質問に対して黙秘権を行使していました。黙秘権は権利なので制度的には仕方のないことですが、それについて何か御感想はありますか。

1番

何か一言お話ししてもいいのかなと思いました。

司会者

ありがとうございます。

それでは、最後のテーマです。評議の進め方と話しやすさについて、意見交換をさせていただければと思います。評議は、証拠調べが終わって、証拠調べに基づく検察官、弁護人の意見を聞いた後に、部屋で事件について話し合ったことですが、評議で十分に意見が言えたかどうか、評議で更に活発な意見交換をするために何か工夫する点があるかどうか、その点を伺いたいと思います。1番の方からいかがでしょうか。

1番

私の場合は、良いメンバーが揃ったからか、評議など何をやるにしてもスムーズに進みました。

司会者

評議において有罪か無罪かも議論しましたし、結論有罪ということになって、量刑も議論しましたが、1番の方自身は何か意見を言うことをためらう場面があったとか、そういうのはいかがですか。言いたいことは言えた感じでしょうか。

1番

はい。

司会者

ありがとうございます。2番の方は補充裁判員でしたが、いかがでしょうか。

2番

採決には加わっていないのですが、評議には参加しました。裁判長がテーマを絞って、話合いの対象を幾つかに分けて、時間を掛けて行ったのが非常に分かりやすかったです。話合いは感情的になることもあるのではと思っていたのですが、そういうことはなく、非常に論理的に評議が進んだと思います。

発言のしやすさに関しては、極端な話、何でも言える雰囲気だったと思います。

ただ、何でもと言っても極端な発言はありませんでした。

司会者

ありがとうございます。3番の方、いかがでしょうか。

3番

私も特に発言をためらうことはなく、いろいろと意見は言いやすい雰囲気でしたし、順番にみんなで見解を言うような時でも、ちょっと今思い付かないとか、意見がまとまらないという時も、自分の番だから無理してでも言わなくてはどうということもなく、その時は言わなくてもいいよという雰囲気があったので、そういう面でもいい雰囲気で評議できたのかなと思います。

司会者

ありがとうございました。4番の方いかがでしょうか。

4番

私の時も周りにいたメンバーは皆さん意見をドシドシ出していた感じで、よかったのかなと思いました。

司会者

大体肯定的な評価をいただいたのですが、更にこの点を改善すればもっといいんじゃないかとか、そういう御意見はございますか。

検察官は何かございますか。

藤井検事

裁判が始まる前に、裁判長から刑事裁判にいろいろルールがあるというお話があったと思います。例えば立証責任は全部検察官にあるから、推定無罪だということとか、報道やネットの情報などではなくてきちんと証拠だけで判断するとか、あるいは黙秘権については権利だから不利に扱ってはいけないというような、いろいろ厳格なルールを説明されたと思うのですが、そういうルールについて、きちんと理解できたか、あるいは混乱するようなこともあったか。その辺をお聞かせ願えればと思います。特に否認事件では黙秘ということもあったようですので、

ルールについてよく理解できなかったということがありましたらお聞かせください。

1 番

私は、黙秘していたことがとても印象的でした。

司会者

例えばよくない例として、不利なことがあるから隠しているのだから、不利な事実を認定していいというような考えだったかどうか、そこは大丈夫でしたか。

1 番

そこは大丈夫でした。

司会者

刑事裁判のルールを意識できたかということについていかがでしょうか。

2 番

最初の時に今言われたようなルールを教えてくださいました。感情移入することもあるかと思いましたが、手続やルールをよく教えてもらったので、それを守らなくてはいけないという気持ちでいました。

3 番

私も同感です。やはり最初に裁判官からきちんと説明されたので、そういったことに則ってやったつもりです。

4 番

私も特に問題なく進んだと思いました。

司会者

では、用意していたテーマは以上ですので、記者の皆さんから質問があれば伺いますが、いかがでしょうか。

記者（新潟日報）

新潟日報です。皆さんにお聞きしたいのですが、御自身のプライベートのスケ

ジュールと合わせて、裁判員裁判の参加しやすさはいかがでしたか。

1 番

私は、割と参加しやすかったです。仕事はアルバイトですので、そんなに支障はありませんでした。

2 番

私は、実は退職した直後に裁判員に選ばれたので、仕事面は大丈夫でした。それから私は裁判所から近いところに住んでいて裁判所に通うのに時間が掛かりませんでした。県境近くなど遠方の方が毎日来るのは大変なのかなと思いました。

3 番

私の職場は、裁判員制度に理解がありましたが、会社側に理解してもらえないと参加しづらいのかなと思いました。

4 番

1 1 月に来た最初の通知から、2 か月しないうちに出頭してくださいというお知らせが来たので、会社の上司に話して、選任期日の仕事と、万が一裁判員に選ばれた場合のその後 1 週間の仕事の調整をすることができました。会社としては裁判員に選ばれたのは私が初めてだったので、これから対応をする場合の先例になったのかなと思います。

記者（新潟日報）

裁判に皆さんのような一般の方が入ることについて、実際に参加してみて、どのようなメリットがあると感じましたか。

1 番

難しい質問ですね。メリットなんて私は考えつきません。

2 番

個人的には自分はいい経験をしたなと思いますが、裁判全体の中に全くの素人が入ることにより、世の中に影響があるのかどうかというのは、正直言ってなかなか分かりません。制度開始から 10 年経ったという話ですが、私も周りに裁判

員になった人がいないので、これは本当に成果が出ているのかどうかは、裁判員自身は分からないのではないかなというのが率直なところです。

3番

私も同じように、個人的にはいい経験ができたと思うのですが、裁判員に対してそれなりの日当なども支払われるわけですし、そこまでして一般の方が入る意義があるのかなと、少し思います。

4番

私もいい経験をさせていただきました。個人のメリットというのは特にないのかなと思いますが、全国で行われる裁判のこれからの行く末とえばいいのか、刑の決め方、重さ、その判断の基準を少しずつ変えられるのかなと思いました。元々確か裁判員制度を始めるのは、裁判官だけの考えだけではなくて、一般市民の考えを取り入れたいという話があったはずで、私が担当した裁判もそうなのですが、裁判官の気持ちを動かせたのかなという印象を受けました。

記者（新潟日報）

1番の方は殺人・死体遺棄事件で、なかなか証拠の資料の中では衝撃的なものもあったと推察しますが、そういったことについては、事前に説明がありましたか。

司会者

まず、いわゆる刺激的な証拠があったかという前提としては、1番の方にやっていた事件は、裁判にかけられた事実そのものについては、御遺体がなかったという事件です。ただし、それに関連する重要な事実だということで、過去に別の嬰兒を殺害して埋めたとされる事件については、御遺体が出てきたという状況がありました。

裁判官から、こういう御遺体の写真などが出ますよというような話はしましたでしょうか。

1番



していました。

司会者

それを聞いた上で臨んでみて、どうでしょうか。白骨化したものではありませんけど、過去の事件の御遺体とか、それはそんなにショックではなかったですか。

1 番

それはショックではありませんでした。

司会者

ほかはいかがですか。

記者（テレビ新潟）

有罪の場合ですが、裁判員の方々は量刑という意味では、個人的に物差しを持っているわけではないと思いますが、評議の時に参考にされたもの、本を読んだとか、誰かとお話ししたとかを、これから裁判員になれる方に、アドバイスの意味で教えていただきたいです。

1 番

私の場合は事前に、こういう事件の場合はこのくらいの刑ですよっていうのを、前もって裁判長から画面を見せられていたので、それを参考にした感じでした。

2 番

私の時も最終的に判決を決める前に、いろいろ似たような事例を当たって、こういう場合の判決はどうするかということは聞きました。全く同じものは事件ですから当然ないのですが、例えば、人に障害を残した場合だとか、金銭をどのくらい取ったかという場合に応じた判例は結構教えてもらい、それと比べてどうかと考えていったので、そんなに難しく感じませんでした。

3 番

私の時も特に事前に準備はしていなかったのですが、今ほど1番、2番の方も言われていた量刑分布という、これぐらいのことをした人がこれぐらいの刑になっていますよという過去の例をたくさん出されて、それと比較して、このぐらい

が妥当かなという話をしました。少し質問からずれますが、結局、量刑分布で見るしかないというか、平等にしないといけないということで、あまり分布から外れたところに刑を決められないように思いました。過去の例と比べて平等に思うと難しいところもあるのかもしれませんが、もう少し一般の意見に重きを置いてもいいのかなと思いました。

#### 4番

私も3番さんとほぼ同じような意見です。前例を見るまではこれは実刑だろうという雰囲気があったのですが、執行猶予がついてる量刑分布を見ると、今回だけ実刑にするのは難しいという感じで前例に合わせた量刑に落ち着きました。

#### 記者（テレビ新潟）

ありがとうございます。類似した質問になるかと思うのですが、評議に当たって、一般の感覚を裁判へという制度趣旨から、量刑を判断する時に、事件を聞いているといろいろな感情が持ち上がると思いますが、その感情をなるべく抑制して評議に臨んだのか、それとも感情を大事にしたのか。先ほどあまり先例にとらわれずというお考えが出ましたけれども、その自分自身の感情と量刑判断については、どういう心持ちで評議に臨まれたかを伺いたいです。あまり感情に流されずと思ったか、むしろそういう感情を大事にしたいと思ったか、その2択で結構ですが。

#### 1番

私ははっきりいって感情に流されました。でも、裁判長がきちんとした意見を出してくれたり、アドバイスをしてくれて、皆さんで意見をまとめました。

#### 2番

もっと感情的になるかと思っていましたが、実際に、裁判官の話とか説明を聞いたりすると、結構全体的には常識的な形になったのではないかと、正直なところそう感じています。

#### 3番

量刑を決めるときに感情的な気持ちを出したいところはありませんでしたが、結局量刑分布の中に収まるようにという気持ちで意見を述べたこともありました。

#### 4 番

私はどちらかといえば、感情が出ていたのかなと思います。被害者の方がいて、後遺症的なものが出てしまったこともあり、そういうことを考えてしまうと、どうしても感情的に考えてしまうこともありました。一方で、中立でいられるように感情を抑えながらやっていた面はありました。

#### 記者（U X）

皆さん、裁判員を経験されて、いい経験だとおっしゃっていたのですが、具体的に、御自身の心境に何か変化があったのかということと、経験後の周りの家族や会社の同僚などの対応の変化があれば教えていただければと思います。

#### 1 番

私自身に変化はありませんでしたが、隣の人から「あなたが裁判員をやるなら私もやるわ」なんて、そんなことも言われました。

#### 2 番

いい経験はしましたが、自分の中で劇的な変化を感じることは正直ないです。それに、守秘義務があるので、裁判員を経験してどうだったかという話は人にしづらかったです。ああ、裁判ってなかなか大変なんだなというのが分かったくらいです。

ただ一つだけ、事件に対して非常に興味を持つようになりました。経験する前は新聞の社会面に余り興味がなかったのですが、何か事件が起きると、ああ、これも裁判員裁判なんだな、結果はどうなるのかなと興味を持つようにはなりました。

#### 3 番

私も特に大きく変わったという面はないですが、こういった機会を通して、普段余りなじみのない裁判員制度というものの知識が身に付いたのかなとは思いま

す。

私自身ではないですが、周りの方も守秘義務に気を遣うのか、裁判員がどうだったかはあまり聞いてこないですが、裁判官から、守秘義務ではないことはどんどん話してくださいと言われていましたので、守秘義務に当たらない出来事などは話すようにしていました。

#### 4番

私も裁判員を経験してから、テレビや新聞を見て、裁判の流れや、今何をやっているのかなという興味は持つようになりました。

あと、私の担当した事件が酒を飲んでの事件だったこともあり、私自身もお酒を少し控えなければいけないなと思いました。

#### 記者（テレビ新潟）

テレビ新潟です。皆さん、今守秘義務についてお話しされていたのですが、実生活で守秘義務が苦しいなと思われたことはありましたか。

#### 司会者

守秘義務は、評議の内容については言えませんよということなのですが、そのために、本当は言いたいのに言えないから苦しいというようなことがあるか。そういう御質問かと思います。

#### 1番

そういうことはありませんでした。

#### 2番

特にありませんでした。今の時代、仕事の関係でも外部に漏らしてはいけないので、なるべく仕事とかの話も周りに話しませんので、話せなくてつらいということはないです。

それに、酒を飲んだ席とかだと、うっかり話して差し障りがあるといけないし、相手も聞いてはいけないと思っているのか、余り聞かないですね。

それで、言わないと収まらないということはありませんでした。守秘義務の範

困がなかなか難しいし、今の時代、例えばメールとか何かで記録媒体に残ってはずいということもあると思います。

3番

私も特に裁判員のことを聞かれる場面や言う必要がある場面がなかったので、そんなに困ることはありませんでした。周りの方も裁判のことを話してはいけないだろうという感じで、余り聞いてこなかったです。

司会者

そういう中で、本当は自分から話したいという衝動はありましたか。

3番

多少はありましたが、話せなくて苦しいというほどではなかったです。

4番

私の周りは声を掛けてくる人間がいて、どうだった、しっかりできたかみたいなことを聞かれましたが、適当にあしらったので、それが逆に鬱憤晴らしになったようで、苦しいということはなく大丈夫でした。

司会者

ほかにご質問はありますか。よろしいでしょうか。

では、最後にもう1度所長から御挨拶を申し上げます。

大野所長

本日は貴重な意見をどうもありがとうございました。皆さんのお話を伺って、積極的に裁判に取り組んでいただいていることがよく分かり、大変ありがたく思いました。

また、この機会に裁判を身近に感じていただけたようになっておりましたし、裁判員となったことを一つのいい経験として受け止めていただいていることをうれしく思っております。

訴訟活動や評議の在り方等についても、いろいろと御指摘をいただきました。皆様の御意見を十分に踏まえながら、今後も法曹三者で意見交換を重ねて、裁判

員裁判の改善に更に取り組んで参りたいと思います。また、併せて裁判員の方が安心して裁判員裁判に参加できる環境整備にも、努めていきたいと思っております。

皆様にはこれからも裁判員裁判の経験者として、報道等で接する裁判員裁判を是非温かく見守っていただきたいと存じます。

今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

以 上